

関西学院大学学生会館規程

(名称)

第1条 この施設は、関西学院大学学生会館（以下「会館」という。）と称する。

(目的)

第2条 会館は、全人格的教育の一環としての正課外教育の場として、スポーツ・文化・学術等の学生生活の振興に資するとともに、学生の福利厚生の場として供することを目的とする。

(管理)

第3条 会館の管理運営は、学生生活支援機構（以下「機構」という。）副機構長（学生部長）が行う。

(重要事項の審議)

第4条 会館の管理運営に関する重要事項は、副機構長（学生部長）が関西学院大学学生連盟（以下「学生連盟」という。）の意見を徴したうえで、学生委員会にて審議する。

(使用規程)

第5条 会館の使用規程は、別に定める。

(事務)

第6条 会館に関する事務は、学生生活支援機構事務部が行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、学生連盟の意見を徴したうえで、学生委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日をもって、学生会館総則、「学生会館総則」に関する了解事項、学生会館使用細則、「学生会館使用細則」に関する了解事項、学生会館運営委員会規程は廃止する。

関西学院大学学生会館使用規程

(総則)

第1条 この使用規程は、関西学院大学学生会館規程に基づき、会館の使用に関する事項を定める。

(休館日)

第2条 会館の休館日は次のとおりとする。

1 第4日曜日 ただし、1月並びに2月は第1、第2及び第4日曜日

2 8月13日から17日まで

3 12月27日から翌年1月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、副機構長（学生部長）が必要と認めた場合は、関西学院大学学生連盟（以下、「学生連盟」という。）の意見を徴したうえで、学生委員会の議を経て、臨時に休館日を開館又は臨時に休館日を設けることができる。

(開館時間)

第3条 会館の開館時間は次のとおりとする。

1 通常の開館時間…8：00から21：00まで

2 夏季（7月31日から9月15日まで）の開館時間…9：00から19：00まで

(時間外使用)

第4条 副機構長（学生部長）は、使用する団体がやむをえず必要とする場合に限り、前条の開館時間の前2時間、後2時間を限度に時間外使用を認めることができる。

2 前項において時間外使用を希望する団体は、事前に副機構長（学生部長）に申し出て、許可を得なければならない。

(施設)

第5条 会館に次の施設を設ける。

1 部室

2 合同部室

3 道場

4 倉庫

5 共用施設（会議室、和室、多目的練習場、屋内体操場、音楽練習場、ホール、共同暗室、共同印刷室）

6 更衣・シャワー室

7 ラウンジ

8 事務室

9 その他福利厚生施設

(使用者)

第6条 会館の施設(前条第1項第1～7号)及び備品の使用は、学院の教職員、学生に限る。ただし、副機構長(学生部長)の許可を受けた者はこの限りでない。

(使用の手続き)

第7条 会館の施設及び備品を使用するときは、学生会館使用細則(以下「使用細則」という。)に定める手続きを行わなければならない。

(使用料)

第8条 副機構長(学生部長)は、必要と判断される場合は、使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料については、別に定める。

(遵守事項)

第9条 会館の使用に当たっては、使用細則に定める事項を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者の責に帰すべき事由によって、建物、設備、備品等を滅失、紛失、破損又は汚損した場合、副機構長(学生部長)は損害賠償を請求することができる。

(使用禁止)

第11条 使用規程及び細則に違反した場合、副機構長(学生部長)は以降の会館の施設及び備品の使用を禁止することができる。

(その他)

第12条 使用規程及び細則の定めのない使用を希望する団体は、事前にその旨を副機構長(学生部長)に申し出るものとする。

2 副機構長(学生部長)は理由・内容を精査したうえで、使用の許可を判断するものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、学生連盟の意見を徴したうえで、学生委員会及び大学評議会の議を経て常務委員会で決定する。

附 則

この規程は、2016年(平成28年)4月1日から施行する。

関西学院大学学生会館使用細則

(施設の使用手続き)

第1条 使用規程第5条第1項第1号の部室を使用する団体は、1年を1期間として火元責任者を届けなければならない。

2 使用規程第5条第1項第2号の合同部室については次のとおり定める。

1 合同部室の使用は、大学に2カ年以上継続して登録し、かつ活動実績のある団体で部屋をもたない団体とする。ただし、自治会傘下の団体を除く。

2 使用を希望する団体は毎年指定の期間内に合同部室使用願を提出し、副機構長(学生部長)の許可を受けた上で、指定されたブロックを使用することができる。

3 使用期間は6月1日から翌年5月31日までの1カ年とする。

4 年度の途中で使用を許可された団体は前第3号の期間内使用ができる。

5 指定されたブロックを無断で変更したり、他の団体に転貸してはならない。

3 使用規程第5条第1項第3号の道場を使用する体育会の当該団体は、毎年所定の使用願を副機構長(学生部長)に提出し、その許可を受けなければならない。使用期間は4月1日から翌年3月31日までの1カ年とする。

4 使用規程第5条第1項第4号の倉庫の使用を希望する団体は、毎年所定の期間内に所定の倉庫使用願を提出し、副機構長(学生部長)の許可を受けなければならない。貸出し期間は次のとおりとする。

1 学生連盟加盟団体 毎年4月1日から翌年の3月31日までの1カ年

2 大学登録団体及びその他学内団体 毎年6月1日から翌年の5月31日までの1カ年

5 使用規程第5条第1項第5号の共用施設(ただし、屋内体操場は除く)の使用を希望する団体は、所定の期間内に半月毎の使用願を提出し、副機構長(学生部長)の許可を受けなければならない。所定の期間内に使用願のなかった共用施設についてはその都度許可を受けて使用することができるものとする。

6 使用規程第5条第1項第5号の共用施設のうち、屋内体操場の使用を希望する団体はその都度副機構長(学生部長)に届け許可を受けなければならない。

【2018年6月現在】

7 使用規程第5条第1項第6号の更衣・シャワー室は、各団体の練習等の前後で使用することができる。使用者の荷物は使用の都度持ち込むこととし、使用しない間の放置や場所の占有は禁止する。
(特別行事)

第2条 前条の規定にかかわらず、特別行事(学内外を対象とする催物及び大会)のために会館の諸施設の使用を希望する団体は、使用希望日の3カ月前から所定の手続きをとり、副機構長(学生部長)の許可を受けることができる。

2 共用施設において有料催物の開催を希望する団体は、施設の使用願を提出する際に、別に催物届を副機構長(学生部長)に提出しなければならない。副機構長(学生部長)は、使用願及び催物届を精査した上で、使用の許可について判断するものとする。

(共用施設)

第3条 共用施設の使用については次のとおり定める。

1 音楽練習場

イ 使用時間帯の基準区分

(A) 8:00~10:30 (B) 10:30~12:30 (C) 12:30~15:00
(D) 15:00~17:00 (E) 17:00~20:30

ただし、夏季休暇中は

(A) 9:00~12:30 (B) 12:30~16:00 (C) 16:00~18:30

ロ 使用者の範囲及び優先順位

(1) 音楽系学生連盟加盟団体 (2) 音楽系大学登録団体 (3) その他の学内団体(寮・ゼミ・クラス・教職員団体等)

ただし、

5号室については関西学院交響楽団

6号室についてはマンドリンクラブ

8号室についてはクラシックギタークラブ

10号室については応援団総部吹奏楽部

11号室については混声合唱団“エゴラド”

が優先使用する。

2 会議室・和室

イ 使用時間帯の基準区分

(A) 8:00~10:30 (B) 10:30~12:30 (C) 12:30~14:00
(D) 14:00~16:30 (E) 16:30~18:30 (F) 18:30~20:50

ただし、夏季休暇中は

(A) 9:00~11:00 (B) 11:00~13:00 (C) 13:00~15:00
(D) 15:00~17:00 (E) 17:00~18:50

ロ 使用者の範囲及び優先順位

(1) 学生連盟加盟団体 (2) 大学登録団体 (3) その他の学内団体(生協・中学部・高等部含む)

ただし、会議室2号室については英語研究部が優先使用する。

3 多目的練習場

イ 使用時間帯の基準区分

((A)) 8:00~10:30 ((B)) 10:30~12:30 ((C)) 12:30~15:00
((D)) 15:00~17:00 ((E)) 17:00~20:30

ただし、夏季休暇中は

((A)) 9:00~12:30 ((B)) 12:30~16:00 ((C)) 16:00~18:30

ロ 使用者の範囲

(1) 学生連盟加盟団体 (2) 大学登録団体 (3) その他の学内団体

4 共同暗室

イ 使用を希望する団体は半月毎の共同暗室使用願を所定の期間内に提出し、運営委員長の許可を受けなければならない。

ロ 使用者の範囲

(1) 学生連盟加盟団体 (2) 大学登録団体 (3) その他の学内団体

ハ 使用者の優先順位

(1) 文化総部写真部 (2) 学生連盟加盟団体 (3) 大学登録団体 (4) その他の学内団体

5 屋内体操場、ホール、共同印刷室については別に定める。

(備品の手続き)

第4条 会館の備品の貸出しを希望するものは、事前に副機構長(学生部長)に届け出なければならない。

2 共用施設の使用団体がその活動のために臨時に設備を施し、又は会館の常備品以外の備品及び物品(電気器具など)を搬入しようとするときは、あらかじめ副機構長(学生部長)の許可を受けな

ればならない。

(施設及び備品の使用)

第5条 部室、道場、倉庫、屋内体操場、更衣・シャワー室又は共同印刷室を使用する者は、使用開始時に事務室で学生証を提示の上、各施設の鍵を受取り、使用終了後は施錠して事務室に返却しなければならない。

2 共用施設(屋内体操場、共同印刷室は除く)を使用する者は、使用開始時に事務室で学生証と各施設使用許可証を提示の上、各施設の鍵を受取り、使用終了後は施錠して事務室に返却しなければならない。

3 備品の貸出しを希望するものは、学生証を提示の上、備品を受け取り、使用終了後に返却しなければならない。

(遵守事項)

第6条 会館の利用者は、次の各号の行為をしてはならない。

- 1 秩序・風紀を乱し、他人に迷惑を与えること
- 2 許可された施設及び備品の使用の権利を他人に譲渡又は転貸すること
- 3 施設及び備品の使用に際し、使用目的を偽ること、又は使用許可の条件に反すること
- 4 建物、設備、備品等を滅失、紛失、破損すること
- 5 設備、備品等を許可なく使用又は移動すること
- 6 火器の使用及び危険物を持ち込むこと
- 7 飲酒・喫煙
- 8 定められた掲示板以外でのポスター等の掲示
- 9 許可なくして会館内でビラ等を配布すること
- 10 学生活動支援機構事務部職員、管理人及び警備員の指示に反すること

(留意事項)

第7条 各施設を使用する者は施設、備品の整理整頓を行い、清潔を保つとともに、火気、盗難に留意しなければならない。

(報告義務)

第8条 建物、設備、備品等を滅失、紛失、破損又は汚損した場合は速やかに事務室に報告しなければならない。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、学生連盟の意見を徴したうえで、学生委員会で決定する。

附 則

この細則は、2016年(平成28年)4月1日から施行する。